

川口市集団資源回収 持去り防止マニュアル

川口市 環境部

目 次

はじめに

1. 監視による対策	1 ページ
2. ポスター掲示	3 ページ
3. 回収時間の工夫	5 ページ
4. 委託業者の情報周知	7 ページ
5. 監視カメラの活用	9 ページ
6. 戸別回収への移行	11 ページ
7. その他効果の高い対策	13 ページ

はじめに

平素より、本市における3R推進事業及び集団資源回収事業につきましてご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年2月に資源物持去りに対する実態やその防止対策について報告させていただきましたが、これに引き続き「持去り防止対策マニュアル」を作成いたしました。本マニュアルにおきましては、対策の要点はもとより、今後対策を実施する上でより具体的なイメージをお持ちいただくため、活動中の写真を掲載するなど、できるだけ皆様のご様子を紹介した内容とさせていただきます。つきましては、今後の持去り防止対策にご活用いただければ、幸いに存じます。

なお、作成にあたりましてアンケート調査にご協力いただきました団体の皆様、そして写真掲載にご協力いただきました前川本町町会、原町町会の皆様方に厚くお礼申し上げます。

1. 監視による対策

資源物が出されてから回収するまで、集積場所を中心に巡回パトロールや見張りを立てるなどの監視を実施する。資源物を出す時間帯の周知を徹底すれば、監視時間を短縮することができる。

巡回パトロールについては、自転車、自動車、徒歩など、移動手段は、地域の広さや団体の事情によりさまざまであるが、スピーカー付の自動車であれば、回収実施を地域内に呼び掛けるなど、パトロール以外の業務も兼ねることができる。

見張りについては、集積場所ごとに1人を配置することが望ましいが、難しい場合は1人が複数個所の集積所を見渡せる場所で監視する方法でもよい。また、見張りをしながらステーションに出された資源物を整理する業務を併せて行うことで回収時間の短縮にもなる。

監視をする際の服装は、集団資源回収の関係者であることがわかるように、ビブスなどを着用することが望ましい。

監視の目的は、持去りしづらい環境をつくることにあり、持去り者を追跡することに主眼を置くものではない。

資源物ステーションを利用して回収する場合は、特に実施すべき対策の一つである。





2. ポスター掲示

「持ち去り禁止」等のポスターを作成し、資源物ステーション等に掲示する。内容は持ち去りに警告するものや、指定した回収時間を記載するなど、資源物を出す市民に向けたものでもよい。文字の大きさや色などを工夫し、できるだけ目立つように作成する。

資源物持ち去り禁止

この資源物は**集団資源回収**へのご協力により出されたものであり、

所有権は「**（団体名等）**」にあります。

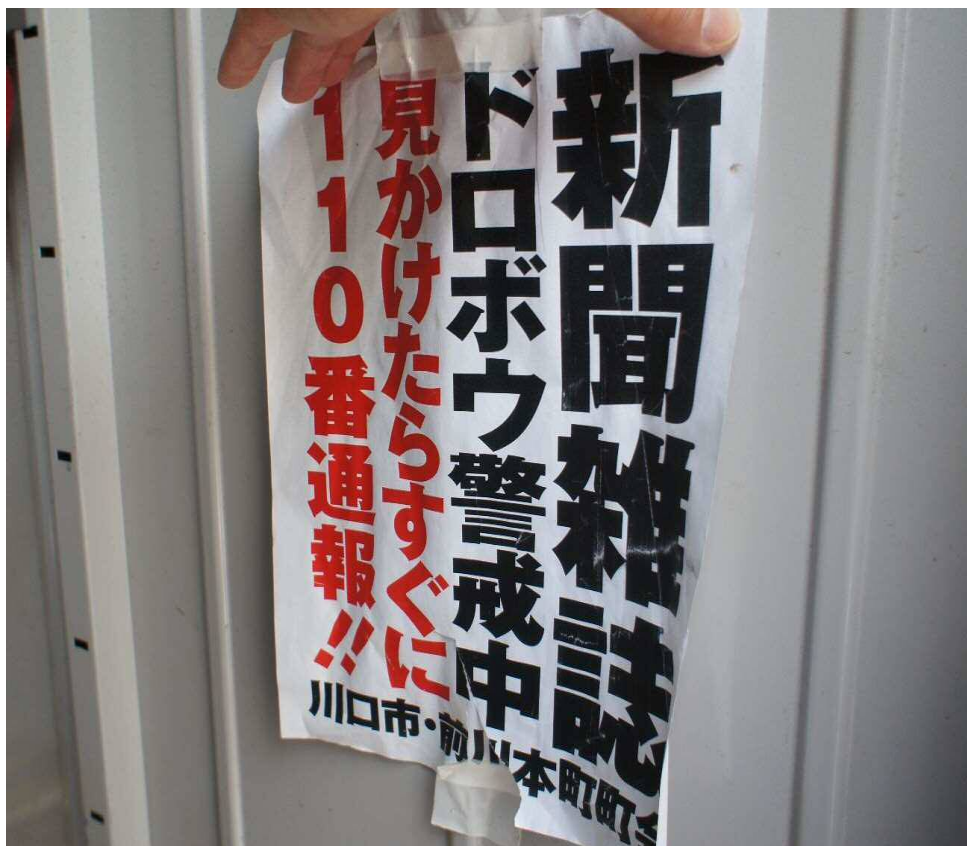
資源物の持ち去りは**犯罪**です

持ち去り行為を発見したときは

直ちに警察に通報します。

（団体名等）

ポスターの一例（川口市の持ち去り禁止看板を基にしております）



3. 回収時間の工夫

資源物を回収する時間帯を日によって変更したり、決められた時間に資源物を出してもらうことなどにより、資源物が出されてから短時間で回収することが持去り防止に有効である。写真の町会は、回収時間の直前に広報車で回収を呼びかけ、資源が出されてから約1時間で回収を終えている。



回収時間直前に広報車で町内にお知らせ



数分後回収開始



回収拠点にて委託業者に引き渡し

4. 委託業者の情報周知

回収を業者に委託している場合、業者名や従業員の制服などの情報を予め周知しておけば、当該業者以外が回収した場合は持ち去りであることがすぐに判明するという利点がある。また、回収作業を全て業者に託すのではなく、団体員とともに実施すれば作業時間も短縮され、持ち去りのリスクも軽減される。





5. 監視カメラの活用

監視カメラの活用は持去り防止に有効である。団体に設置できなくとも、最近では防犯意識の高い市民が、自前でカメラを設置していることもあるため、その映像を借用し警察に協力を求めることも可能となる。また、ダミーであったとしても一定の効果があることが推測される。





6. 戸別回収への移行

資源物ステーションにて回収するより、戸別回収のほうが持去りのリスクは低い。更に、手渡しで回収すれば、持去りのリスクはなくなる。そのため持去りを防止するためには、回収方法をできるだけ戸別回収に近づけることが有効であると言える。

また、集合住宅においては、鍵付きの倉庫に資源物を保管できるものが多いため、戸別回収と同様の持去り防止効果がある。





7. その他効果の高い対策

① 警察官によるパトロール

回収時間直前に警察官及びパトカーによるパトロールを実施してもらうことにより、持去りの抑止力を高めることができる。

各団体の最寄りの警察署、又は交番等に個別に相談する。



② 資源物を敷地内に置く

敷地前の道路の取りやすい場所に置くよりも、敷地内に置いたほうが、持去り防止効果が高い。

その際、家主の了解を得ておくとともに、正規の回収者であることがわかるよう、事前に周知が必要である。



③ 資源物に張り紙

資源物に団体名や実際に回収を委託している業者名を大きく記載した紙を張り、団体の所有物であることや、持去り者への警告を明記することで、他の者が回収をしづらくする。

※下記の貼紙は市のホームページからもダウンロードできます。



持ち去り禁止

この資源物は、私たち

の所有物です。
持ち去った場合、
警察に通報します！

※ 下欄記に団体名もご記入ください

川口市集団資源回収持去り防止マニュアル 第1版

発行年月 令和2年2月

編集・発行 川口市環境部リサイクルプラザ

〒332-0001

川口市朝日4-21-33

TEL 048-228-5306

FAX 048-223-6480